

住居確保給付金のしおり

離職・廃業または個人の都合によらず収入を得る機会が減少し離職や廃業と同等の状態にあるなどの事情によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

伊丹市くらし・相談サポートセンター

(お問い合わせ先)
伊丹市くらし・相談サポートセンター
〒664-8503
伊丹市千僧1丁目1番地(市役所南玄関横)
TEL : 072-780-4344
FAX : 072-784-8135

住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住居費（家賃）を支給するとともに、伊丹市くらし・相談サポートセンターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

40,000円（単身世帯） 48,000円（2人世帯） 52,000円（3～5人世帯）

56,000円（6人世帯） 62,000円（7人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長、再延長、再々延長が可能。）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金受給のための要件について

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職や廃業の日から2年以内であるか、当該個人の都合によらず、収入を得る機会が減少し、離職や廃業と同等の状態にある。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。
（離職等の前には主たる生計維持者でなくとも、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。

※給与収入の場合は、社会保険料等天引き前の総支給額（ただし、交通費は除く）

自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた額）となります。

※収入には、雇用保険の失業等給付、児童手当、児童扶養手当等の各種手当、公的年金等公的給付等を含みます。

世帯人数	基準額		収入基準額（円）
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし上限あり)	124,000円
2人	130,000円		178,000円
3人	172,000円		224,000円
4人	214,000円		266,000円
5人	255,000円		307,000円

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

※ただし、3回目の延長申請においては、基準額に3を乗じた額（預貯金が50万円を超える場合は50万円）以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

単身世帯の場合

- 1) 月収が基準額（84,000円）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- 2) 月収が基準額（84,000円）を超え、収入基準額（124,000円）以下の方は、以下の数式により算定された額となります。

住居確保給付金支給額※ = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※支給額は1ページの支給額を上限とする。

例1：月額家賃50,000円で月額収入100,000円の単身者の場合
50,000円 - (100,000円 - 84,000円) = 34,000円

例2：月額家賃60,000円で月額収入100,000円の単身者の場合
60,000円 - (100,000円 - 84,000円) = 44,000円

↓
40,000円

住居の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住居入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

貸付利子：無利子

連帯保証人：不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書及び申請時確認書
 - ② 本人確認書類（次のいずれか）
 - ・運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・旅券・住民票
 - ・戸籍謄本の写し・各種福祉手帳・健康保険証
 - ③ 対象要件確認書類(次のいずれか)
 - ・離職・廃業後2年以内の者であることが確認できる書類
（離職票、退職証明書、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳、離職者であることが確認できる何らかの書類）
 - ・当該個人の都合によらず、収入を得る機会が減少し、離職や廃業と同等の状態にあることを確認できる書類
（例えば売り上げ帳簿や業務の発注を中断する旨の通知等、収入を得る機会が減少したことが確認できる何らかの書類）
 - ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類
 - ・給与明細書・預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
 - ・雇用保険の失業給付を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」
 - ・年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
 - ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等
 - ⑥ ハローワークの発行する「雇用施策利用状況確認票」
 - ⑦ 民間の賃貸住宅入居中の方は、当該住居の「賃貸借契約書」及び「重要事項説明書」
公営住宅入居中の方は、該当年度の家賃に関する「決定通知書」
- ※以上、申請時に必要な書類で、写し（コピー）を、とらせていただきます。
以下では「必要書類」と記載しています。

住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書及び申請時確認書を伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出します。
- 上記の提出を受け、伊丹市くらし・相談サポートセンターより、提出を受けた申請書の写し(コピー)の交付と同時に、「入居予定住宅に関する状況通知書」及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の書類がより配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、伊丹市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写し(コピー)を提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は伊丹市内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、伊丹市社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住居入居費)を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住居を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住居を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配布されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、伊丹市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し（コピー）及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し（コピー）を提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて伊丹市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写し（コピー）も提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、入居先の賃貸住宅における「賃貸借契約書」の写し（コピー）を伊丹市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住居入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住居入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住居入居後7日以内に、入居先の賃貸住宅における「賃貸借契約書」の写し(コピー)及び新住所における「住民票」の写し(コピー)を添付して、「住居確保報告書」を伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」及び「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住居を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写し(コピー)を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写し(コピー)を伊丹市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書及び申請時確認書を伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出します。
- 上記の提出を受け、伊丹市くらし・相談サポートセンターより、提出を受けた申請書の写し(コピー)の交付と同時に、「入居予住宅に関する状況通知書」及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の書類がより配布されます。

◆ 入居している賃貸住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写し(コピー)を提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を、伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出してください。

◆住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」及び「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している賃貸住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している賃貸住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写し（コピー）を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、伊丹市暮らし・相談サポートセンターの支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ♠ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所（ハローワーク）担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ♠ また、毎月1回以上、伊丹市暮らし相談サポートセンターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

- ♠ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは公共職業安定所（ハローワーク）における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。毎月1回以上の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、伊丹市暮らし・相談サポートセンターに報告して下さい。
- ◆ 上記の♠の求職活動については、個人の都合によらず収入を得る機会が減少し離職や廃業と同等の状態にある場合、他の方法で報告することに変更する場合があります。
- ◆ 上記に加え、伊丹市暮らし・相談サポートセンターが、あなたとの面談の結果、別途、あなたの支援プランを策定した場合は、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）も受けてください。
- ◆ 離職・廃業によらずに支給を受けている場合、毎月収入額を確認できる書類を伊丹市暮らし・相談サポートセンターに提出して下さい。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を伊丹市暮らし・相談サポートセンターへ提出して下さい。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口毎月提出して下さい。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、3回まで、延長することが可能です。
 - （要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- 受給期間の最終月に入り、住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、収入と預貯金分かる書類をご準備の上、まずは、伊丹市暮らし・相談サポートセンターに前もってご相談の上、その後の手続きについて教示を受けてください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - 受給中の住居確保給付金支給対象住居の家賃が変更された場合
 - 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 上記の場合は、伊丹市暮らし・相談サポートセンターに支給額の変更に関する申請書を提出する必要があります。その際には、必ず家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をご持参ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所（ハローワーク）での就職相談、毎月1回以上の伊丹市暮らし・相談サポートセンターの担当職員による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 伊丹市暮らし・相談サポートセンターが策定した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職するか、あるいは給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 支給対象となっている賃貸住宅を退去した者（家主からの要請の場合や伊丹市暮らし・相談サポートセンターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果、常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について伊丹市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。